

広島県訓令第七号

本 庁  
地 方 機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「文書取扱室等」を「文書取扱課」に、「総務部総務管理局文書法制室（以下「文書法制室」を「総務局総務管理部総務課（以下「総務課」に改め、同条第二号中「文書取扱室長等」を「文書取扱課長」に、「文書取扱室等」を「文書取扱課」に改める。

第三条第一項中「本庁の室長」を「本庁」に改め、「室長又は」を削り、同条第二項中「室及び課（以下「室等」という。）」を「課」に改める。

第四条第一項、第五条第三項及び第四項、第七条並びに第八条中「室等」を「課」に改める。

第九条の二中「文書法制室長」を「総務課長」に改める。

第十条第一項中「文書取扱室等」を「文書取扱課」に、「親展のもの（「秘」の表示があるものを含む。以下同じ。）にあつては封をしたまま、親展のもの以外のものにあつては開封し」を「当該文書等の封筒に別記様式第十二号による文書收受印を押印の上」に改め、同項各号を次のように改める。

一 書留（信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第二項に規定する信書便をいう。以下同じ。）の役務のうち書留に準じると総務課長が認めるもの及び配達記録郵便を含む。以下同じ。）のもの

文書等の交付先が特定できるもの及び親展のもの（「秘」の表示があるものを含む。以下同じ。）にあつては封をしたまま、その他のものにあつては開封し、別記様式第一号による特殊文書收受票に記載し、当該文書等に当該特殊文書收受票を添付して主務課の文書事務取扱主任（以下「主務取扱主任」という。）に交付する。

二 書留のもの以外のもの

文書等の交付先が特定できるもの及び親展のものにあつては封をしたまま、その他のものにあつては開封し、主務取扱主任に交付する。

第十条第二項前段中「主務室等」を「主務課」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「室等」を「課」に、「文書取扱室等」を「文書取扱課」に改め、同条第四項中「文書法制室」を「総務課」に、「総務部総務管理局長」を「総務局総務管理部長」に、「主務室等」を「主務課」に改める。

第十一条中「文書法制室長」を「総務課長」に改める。

第十二条中「文書取扱室長等」を「文書取扱課長」に改める。

第十三条中「文書取扱室等」を「文書取扱課」に改める。

第十四条第一項中「文書法制室の職員が主務室又は文書法制室」を「総務課長が別に指定する者が主務課又は総務課」に、「文書法制室長」を「総務課長」に改め、同項第一号中「文書法制室」を「総務課」に改め、同項第二号中「文書法制室」を「総務課」に改め、「並びに第二十四条第一項第七号及び第八号に掲げる事案に係るもの」を削る。

第十五条の見出し及び同条第一項中「主務室等」を「主務課」に改め、同項第一号中「文書取扱室等」を「文書取扱課」に改め、同項第二号イ中「文書取扱室等へ返付した上」を「文書取扱課へ返付した上、必要に応じて当該文書等の余白に別記様式第十二号による文書収受印を押しし」に改め、同号ロ中「当該文書等の事案」を「必要に応じて当該文書等の余白に別記様式第十二号による文書収受印を押しし、事案」に改め、同条第二項中「主務部長、主務局長等」を「主務局長、主務部長等」に、「総務部長」を「総務局長」に改める。

第十六条中「文書取扱室等」を「文書取扱課」に改める。

第十七条中「主務室等」を「主務課」に改める。

第十九条第一項中「主務室等」を「主務課」に、「他の室等」を「他の課」に、「関係室等」を「関係課」に改め、同条第二項中「主務室等」を「主務課」に改める。

第二十三条第一項中「他の室等」を「他の課」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 本庁

同一部内のものであつては主務課長の意思決定を、他の部にわたるものにあつては主務部長（課長専決の場合にあつては、主務課長）、他の局にわたるものにあつては主務局長（部長専決の場合にあつては、主務部長、課長専決の場合にあつては、主務課長）の意思決定を経てから、当該関係課の原則として課長以上の職にある者に合議する。

第二十三条第二項中「他の室等」を「他の課」に、「関係室等」を「関係課」に改め、同条第三項中「室等」を「課」に改める。

第二十四条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

本庁において、次の各号に掲げる事案に係る起案文書は、主務局長（部長専決の場合にあつては、主務部長、課長専決の場合にあつては、主務課長）の意思決定を経た後、他の課に係るものは更に当該関係課の合議を経て、総務課の審査を受けなければならない。

第二十四条第一項第七号及び第八号を削り、同条第二項中「文書法制室の」を「総務課の」に、同項第一号及び第四号中「文書法制室長」を「総務課長」に改める。

第二十六条第一項中「室及び」を「課及び」に改め、同項第四号中「文書法制室長」を「総務課長」に改める。

第二十八条第一項中「主務室等」を「主務課」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた場合にあつては、この限りでない。

第二十九条中「主務室等」を「主務課」に改める。  
第三十条に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた場合にあつては、この限りでない。

第三十二条第一項前段中「文書取扱室等」を「文書取扱課」改め、同項後段を削り、同条第二項中「文書法制室長」を「総務課長」に改め、同条第三項を削る。

第三十四条を削り、第三十五条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(施行年月日の記載)

第三十五条 決裁文書を施行したときは、施行後、主務課において当該決裁文書に施行年月日を記載しなければならない。

第三十六条中「文書取扱室等」を「文書取扱課」に改める。

第三十七条中「室等」を「課」に改める。

第三十九条第一項中「文書法制室長等」を「総務課長等」に改め、同条第二項中「主務室等」を「主務課」に、「文書法制室長等」を「総務課長等」に改める。

第四十条中「文書法制室長等」を「総務課長等」に、「室等別」を「課別」に改める。

第四十一条から第四十三条までの規定中「文書法制室長等」を「総務課長等」に改める。

第四十四条中「文書法制室長において」を削る。

第四十九条中「文書法制室長」を「総務課長」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

#### 別表第 1 (第 9 条関係)

##### 1 帳票等

- (1) 特殊文書收受票 (別記様式第 1 号)
- (2) 聞取票 (別記様式第 2 号)
- (3) 起案用紙 (別記様式第 3 号)
- (4) 定例文書処理簿 (別記様式第 4 号)
- (5) 簡易文書処理簿 (別記様式第 5 号)
- (6) 文書發送簿 (別記様式第 6 号)
- (7) 長期保存文書目録 (別記様式第 7 号)
- (8) 保存文書目録 (別記様式第 8 号)
- (9) 文書整理ケース (別記様式第 9 号)
- (10) 完結文書保管申請書 (別記様式第 10 号)
- (11) 廃棄予定文書保存通知書 (別記様式第 11 号)

##### 2 印

文書收受印 (別記様式第 12 号)

#### 別表第 2 (第 26 条関係)

局 等	課	文 書 記 号
会計管理部	会計総務課 審査指導課 用度課	会総 審指 用度
危機管理監	危機管理課 消防保安課	危管 消保
総務局	総務課 人事課 行政管理課 福利課 財政課 財産管理課 営繕課 税務課 情報政策課 秘書課 国際課 広報広聴課	総務 人事 行管 福利 財政 財管 営繕 税務 情政 秘書 国際 広報
企画振興局	分権改革課 政策企画課 統計課 地域政策課 市町行財政課 新過疎対策課 研究開発課	分権 政企 統計 地政 市行 過疎 研開
環境県民局	環境県民総務課 県民文化課 消費生活課 人権男女共同参画課 県民活動課 学事課 環境政策課 環境保全課 自然環境課 循環型社会課 産業廃棄物対策課 土地利用対策室 青少年対策室 交通安全対策室 地球環境対策室	環総 県文 消生 人共 県活 学事 環政 環保 自環 循社 産廃 土利 青対 交安 地環
健康福祉局	健康福祉総務課	健総

	<p>こども家庭課  被爆者対策課  医務課  医療政策課  医療保険課  健康対策課  生活衛生課  薬務課  地域福祉課  社会援護課  障害者支援課  高齢者支援課  介護保険課  県立病院課</p>	<p>こ家  被対  医務  医政  医保  健対  生衛  薬務  地福  社援  障支  高支  介護  具病</p>
商工労働局	<p>商工労働総務課  労働福祉課  雇用人材確保課  職業能力開発課  産業技術課  新産業課  経営支援課  金融課  企業立地課  観光課</p>	<p>商総  労福  雇確  職能  産技  新産  経支  金融  企立  観光</p>
農林水産局	<p>農林水産総務課  農業活性化推進課  団体検査課  農業技術課  農業経営課  農産課  畜産課  水産課  農林整備管理課  農業基盤課  林業課  森林保全課</p>	<p>農総  農活  団検  農技  農経  農産  畜産  水産  農整  農基  林業  森保</p>
土木局	<p>土木総務課  建設産業課  用地課  技術企画課  土木整備管理課</p>	<p>土総  建産  用地  技企  土整</p>

都市局	道路企画課 道路整備課 河川課 砂防課 空港振興課 港湾管理課 港湾企画整備課 都市事業管理課 都市企画課 都市整備課 建築課 住宅課	道企 道整 河川 砂防 空振 港管 港企 都管 都企 都企 都整 建築 住宅
-----	--	--

別記様式第一号中「課」を「課」に改め、同様式の注2中「室」を「課」に改める。

別記様式第二号中

「部長	局長	室長	室員	を
-----	----	----	----	---

「局長	部長	課長	課員	に改
-----	----	----	----	----

める。

別記様式第四号及び別記様式第五号中

<input type="text"/> 出	<input type="text"/> 務	を	<input type="text"/> 出	<input type="text"/> 務	<input type="text"/> 課	<input type="text"/> 員	に
------------------------	------------------------	---	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	---

改める。

別記様式第七号中

「 <input type="text"/> 名	を	「 <input type="text"/> 課	名	に改め、同様式の注2中「 <input type="text"/> 名」を
--------------------------	---	--------------------------	---	---------------------------------------

「名」に改める。

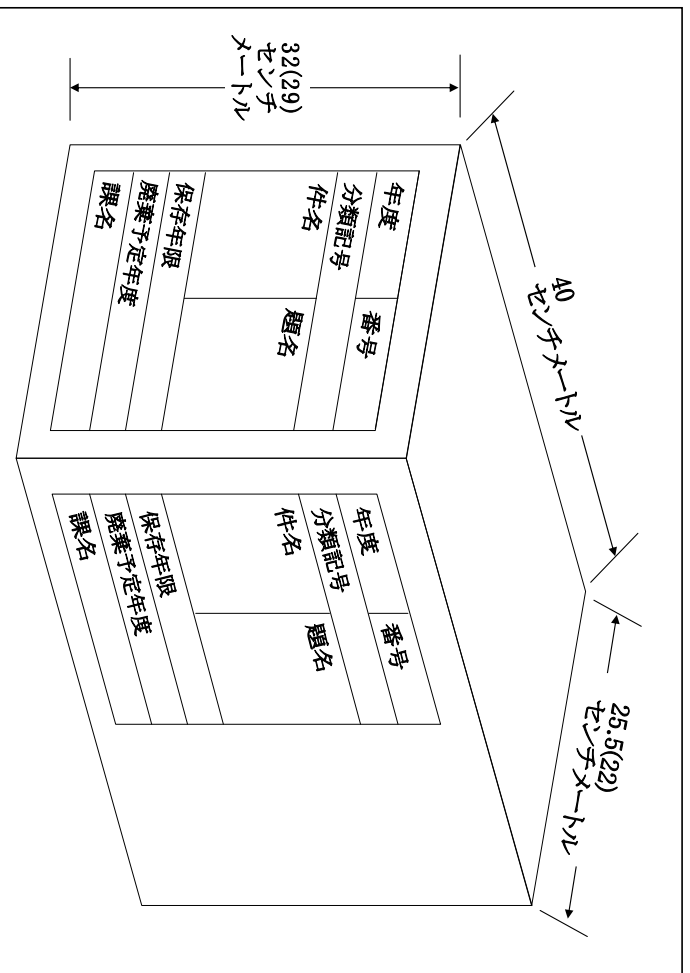
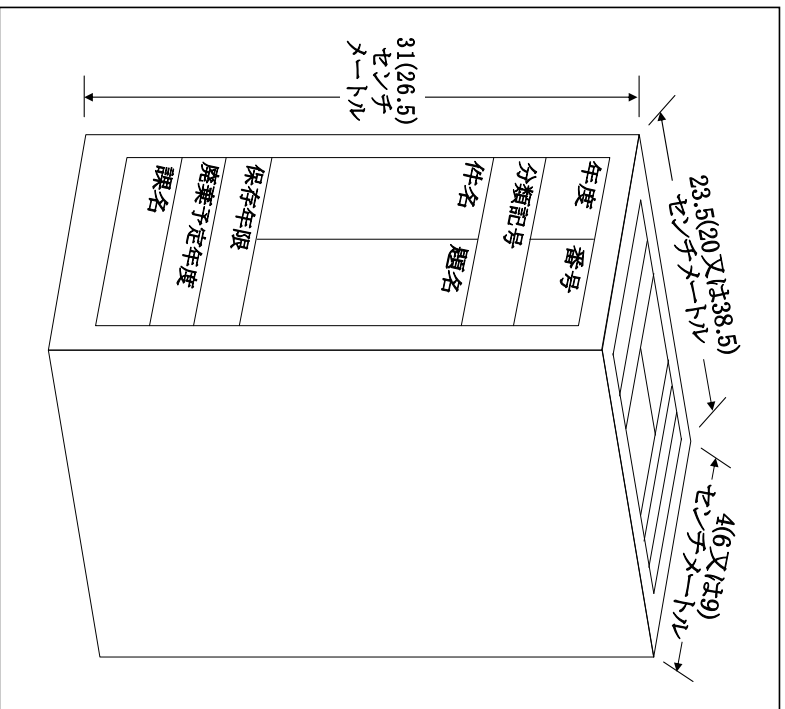
別記様式第八号中

「 <input type="text"/> 名	を	「 <input type="text"/> 課	名	に改め、同様式の注2中「 <input type="text"/> 名」を
--------------------------	---	--------------------------	---	---------------------------------------

「名」に改める。

別記様式第九号を次のように改める。

別記様式第9号 (第39条関係)



注 地方機関にあっては、様式中「課名」とあるのは「課（係等）名」と読み替えるものとする。

「総務部総務管理局文書法制室長 様  
別記様式第十号中 部 総室 室長」を

「総務局総務管理部総務課長 様  
局 部 課長」に改め、同様式の注2

中「総務部総務管理局文書法制室長」を「総務局総務管理部総務課長」に、「部 局 室長」を「局 部 課長」に改める。  
別記様式第十二号中「第10条関係」を「第10条、第15条関係」に改め、同様式の注2中「場等」を「センター等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の第十条第一項の規定にかかわらず、地方機関に到着した文書等の收受及び交付については、当分の間、なお従前の例により行うことができる。

3 この訓令による改正前の広島県文書等管理規程の様式により作成された用紙でこの訓令の施行の際現に県の在庫に係るものは、この訓令による改正後の広島県文書等管理規程の様式により作成された用紙とみなし、引き続き使用することができる。